

# 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び 生活保護部会におけるこれまでの主な意見



# 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び 生活保護部会におけるこれまでの主な意見(目次)

※これまでの各回における議題の「特に議論いただきたい点」を基に整理

## <第2回部会関係>

- (2-1) 自立相談支援のあり方について . . . . . 1
  - ① 自立相談支援のあり方全般
  - ② 自立相談支援事業に生活困窮者をつなげる仕組み
  - ③ 支援における情報共有の仕組み
  - ④ 「断らない」相談支援の実現
  - ⑤ 自立相談支援事業の体制
- (2-2) 就労支援のあり方について . . . . . 6
  - ① 就労支援のあり方全般
  - ② 就労準備支援事業
  - ③ 認定就労訓練事業
  - ④ 無料職業紹介事業
  - ⑤ その他

## <第3回部会関係>

- (3-1) 一時生活支援・居住支援のあり方について . . . . . 9
  - ① 一時生活支援事業
  - ② 居住支援のあり方全般
  - ③ 無料低額宿泊所等
  - ④ 保護施設

＜第4回部会関係＞

(4-1) 子どもの貧困への対応について . . . . . 14

- ①子どもの貧困への対応全般
- ②子どもの学習支援事業
- ③生活保護世帯の大学等への進学支援
- ④大学進学以外の学習関連費用
- ⑤その他

(4-2) 高齢者に対する支援のあり方について . . . . . 19

- ①高齢者に対する支援のあり方
- ②高齢期を見据えた就労支援や家計相談支援

(4-3) 家計相談支援・生活福祉資金のあり方について . . . . . 22

- ①家計相談支援のあり方全般
- ②家計相談支援事業
- ③生活福祉資金貸付制度

＜第5回部会関係＞

(5-1) 都道府県・町村・社会福祉法人の役割等について . . . . . 27

- ①都道府県の役割
- ②町村部における支援のあり方
- ③社会福祉法人の役割

(5-2) 生活保護受給者の健康管理・医療扶助の適正化について . . . . . 30

- ①健康管理
- ②医療扶助の適正化

＜その他＞

その他の意見について . . . . . 33

- ①ケースワークについて
- ②不正受給

## (2-1) 自立相談支援のあり方について

論点	主な意見
① 自立相談支援のあり方全般	<ul style="list-style-type: none"><li>● 縦割り行政を分野横断的に対応できる相談窓口ができたことに意義があり、今後も大いに期待する。</li><li>● 相談支援については、相談者を断らず、広く受け止めるという方向にすべき。</li><li>● 相談員の専門性の位置づけ、評価をしっかりとっていくことがよりよい自立相談支援につながっていく。</li></ul>
② 自立相談支援事業に生活困窮者をつなげる仕組み	<ul style="list-style-type: none"><li>● 連携の頻度が多い税金を始めとする滞納情報を持つ部署から相談窓口につなげる仕組みが必要。</li><li>● 子どもについては、子どもの不登校や問題行動ばかりでなく、学校に納付する費用の支払いの遅れ等家庭の課題も拾い上げながら、どういうルート(組織又は人)での情報の伝達・集約がよいのかに着目し、学校や教育委員会との連携をベースに、議論していくことが必要。</li><li>● 自立相談支援事業と他の制度との連携が重要。食料費、交通費、病院代、携帯電話費用などの支援が自立相談支援事業にあるとつながりやすくなるので、場合によっては検討する必要。</li><li>● 自立相談支援の仕組みは入口のところであるので、そこにつながるよう広報活動等、周知の方法と内容を考える必要。</li></ul>

## (2-1) 自立相談支援のあり方について

### 論点

### 主な意見

#### ③ 支援における情報共有の仕組み

- 「支援調整会議」を法律に設置根拠を持つものとし、構成員や守秘義務についても定めを置くべき。
- 「支援調整会議」を個人情報共有できる仕組みとして、守秘義務を含めた法律上の枠組みを整備することによって、自立相談支援機関がコーディネーター役を担い、関係機関を収集して情報共有の場ができるので、一つの支援機関では止まっていた支援が動き出し、世帯丸ごとの支援が可能となる。
- 個人の命に関わるものや子どもに関わるものなど、いくつかの条件に該当すれば個人の同意がなくても段階を踏んで介入することが必要。
- 法律による法定協議会の設置や、生命の危険が予想される場合など、一定の条件を設定した上での情報共有や守秘義務についての法的枠組みが考えられないか。
- 本人同意がない中で、とりわけ納税情報については、地方税法第22条の規定で守られるべき法益を考えると、情報収集・情報提供の範囲は慎重に検討すべき。
- 生活困窮者自立支援制度の実施主体は自治体であり、たとえば税の滞納者等について自立相談支援事業につないでいく働きかけは、あくまでも自治体が個人情報取り扱いの原則のなかでどのように工夫していくかということになる。自立相談支援の対人援助においては信頼関係が基盤となるので、本人同意なく得られた情報を本人との関係で使っていくことは考えにくい。
- 安易に個人情報を共有することは、逆に困窮者にとっての脅威となることもあるので、少し慎重に考えるべき。

## (2-1) 自立相談支援のあり方について

### 論点

### 主な意見

#### ③ 支援における情報共有の仕組み

- 地域のつながりのある方にも、支援される困窮者の支援方法や関わり方の共有をしていくような場面を作ることが必要。
- 相談者の生活をどう支えていくかといった視点と、一方で、自己決定という視点についてそれぞれの兼ね合いをどうとっていくのかが重要。
- 生活困窮者自立支援の窓口から始まり、結果として生活保護の活用に至った場合に、横断的に同じ支援者が関わっていくような仕組みづくり、支援の連続性が必要。
- 要保護児童対策協議会のようなチーム支援が理想的ではあるが、個別の一つ一つの課題に対して丁寧に対応していくということが実態ではないか。いかに多くのセクションが情報共有しながらやっていくかが重要。
- 情報の収集に当たってのワンストップ的な担当部署が必要。それには専門的な総合相談をできる人材の配置が必要。
- 情報の提供については、法改正という手法もあるが、現行制度の中でガイドライン的なものを示すことも必要。

## (2-1) 自立相談支援のあり方について

### 論点

### 主な意見

#### ④「断らない」相談支援の実現

- 困窮法第2条の定義規定とも関連するが、社会的な孤立という概念を法律に盛り込むべき。
- 困窮法第2条の定義規定等を見直すかどうかが論点。
- 生活困窮の定義や対象について、制度が本格実施されてからの状況を踏まえてもう一度捉え直し、置き直して、理解を広げることが必要。
- スーパーバイズ、フォローアップ等、相談員のサポート、バーンアウトさせないための体制づくりが必要。
- 自立相談支援の相談をバックアップしていくために、我が事・丸ごとの地域の包括的相談支援体制が必要。
- アウトリーチをしっかりとっていく体制を考えるべき。
- 「断らない」ということがプレッシャーになって、相談員のメンタル面の問題につながってきているのではないか。
- 「断らない」という理念には賛同するが、人材の育成、確保、スーパービジョン、組織の理解などの条件を整えていく観点が必要。
- 相談をそこで受け止めることをどれだけできるか、他の制度につなげるならば、つなげるためにどういう手法を取ったほうがよいかを検討すべき。
- 相談には2つの機能があり、一つは問題解決をする機能、もう一つは、今日、困窮、孤立が進んでいる中で相談自体が支援という機能。関係の保持などを通じて相談そのものが支援になることを理解しておかないと、出口がないから相談を受け付けませんという逆転現象になりかねない。

## (2-1) 自立相談支援のあり方について

### 論点

### 主な意見

#### ⑤ 自立相談支援事業の体制

- 相談体制の強化が不可欠。具体的には、①支援員等の専門性の確保、②必要な職員配置、③対人援助業務に従事する上での理念、倫理形成、④相談員の育成、スーパービジョンの確保、⑤連携体制の確保。特に配置基準の設定をすべき。
- 広域自治体の立場としては、広域自治体における管内実施機関の広域支援について、法律上の位置づけやガイドラインの作成、広域支援した際の費用に関する補助率の予算措置が有効。
- 体制の確保や人材、ケースワーカーのスキルの向上が重要であり、質と量、支援員のスキル、十分な配置のための財政的な措置も引き続き検討する必要。
- 支援員に関する基準や予算措置も必要。
- 単に相談するだけでなく、相談給付のようなものも必要。
- 人口別の算定基準については、検討する必要。
- 相談支援員の数を増やすべき。
- 人員配置基準を明らかにすべき。

## (2-2) 就労支援のあり方について

論点	主な意見
① 就労支援のあり方全般	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本人に見合った多様な雇用、労働の場の創出が必要。</li><li>● 日常生活と社会生活と就労を一体的に考え、かつ雇用についても意欲・能力や、本人に適した雇用環境の問題を考えて行っていく必要。また、そのために、それに対応する人員配置、質と量の両面から検討する必要。</li><li>● 多様な働き方を目指すことで社会的孤立を解消することができるが、生活保護受給を開始して、就労不可ということになると社会参加の道が途切れてしまう。ケースワークでうまくつなぐことができないか。</li><li>● 就労に結びつくまでに一年以上かかる方もおり、期間延長についても検討が必要。</li></ul>
② 就労準備支援事業	<ul style="list-style-type: none"><li>● 就労準備支援については、必須化する方向で進めてほしい。</li><li>● 断らない支援が一つの到達点とすれば、その出口のツールとして、就労準備支援事業の必須化は検討されるべき。</li><li>● 就労準備支援事業の必須化は、全国どの地域、自治体においても雇用、労働の機会を提供するという意義があり、賛成。</li><li>● 就労準備支援事業を実施する上でのノウハウ等には、自治体間で差があるので、広域的な県からの支援が重要。</li><li>● 規模の小さい自治体では、①需要が少ない、②補助金交付の対象外となっている、③マンパワーの不足や委託事業者が少ないといった問題点があるため、こうした問題点を解決する仕組み作りが必要。</li><li>● 交通費について、実費負担ができずに支援をあきらめている現状があるため、この交通費の実費負担の原則を変えられないか。</li><li>● 就労準備支援事業の最長1年間という期間について、状況に応じて、その例外を検討していく必要があるのではないか。</li></ul>

## (2-2) 就労支援のあり方について

論点	主な意見
② 就労準備支援事業 ー 就労準備支援事業の対象者(年齢や資産収入要件)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 65歳以上の者に就労機会を提供するということで賛成。</li><li>● 65歳以上の者にも就労準備支援事業を広げていくべき。</li></ul>
③ 認定就労訓練事業 (次ページに続く)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 認定就労訓練事業を実施する事業主がなかなか見つからないという状況があるので、事業の実施促進に何らかの工夫が必要。</li><li>● 一般市や町村がこの認定に関わるようなことができれば、さらに普及するのではないか。</li><li>● 認定就労訓練事業者に対する自立相談支援機関による支援の向上が必要。</li><li>● 働く先等出口となる企業や民間団体への支援が重要。</li><li>● 財源的な措置も含めて、バックアップの方策を検討してほしい。</li><li>● 障害者雇用アドバイザーのこれまでのノウハウも取り入れながら、技術的支援のあり方をもう少し整理して、ガイドライン的なものを作っていくことが重要。</li><li>● 労災が適用にならない場合の保険にかかる費用や交通費等を公費で賄っていくことも必要。</li><li>● 交通費等必要経費の認定が必要。</li><li>● 交通費等の実費負担は検討する必要。</li></ul>

## (2-2) 就労支援のあり方について

論点	主な意見
③ 認定就労訓練事業	<ul style="list-style-type: none"><li>● 支援つきの就労(中間就労)について、これまでの障害分野のものだけではなく、企業が受け皿になれるようにする。さらに、誰でも働ける社会的企業を育成する仕組みや支援が必要。</li><li>● 他の事業をしている場合の配置基準に関連した、兼務に関する法人内での柔軟性の確保が必要。</li></ul>
④ 無料職業紹介事業	<ul style="list-style-type: none"><li>● 現状においても、柔軟な就労形態はあるので、就労というものを意図せず緩めてしまわないような形で検討すべき。</li><li>● 労働の専門部署が職業紹介を行うことは労基法が守られた職場であるのか等の確認の視点から非常に重要であり、慎重であるべき。</li><li>● 生活保護の相談のところにハローワークが出ていくような方向も併せて考える必要。</li></ul>
⑤ その他	<ul style="list-style-type: none"><li>● 最低生活保障以外に自立の助長という考え方から就労自立給付金が創設されているが、生活保護の勤労控除の在り方については、期間限定で、最初の期間は通常よりも多く手元に残るような幅を持たせてインセンティブを強化することは許容されるのではないか。</li></ul>

## (3-1) 一時生活支援・居住支援のあり方について

### 論点

### 主な意見

#### ① 一時生活支援事業

- ホームレスの数は減少してきたが、多様な生活課題を持つ者が残ってしまっているため、アウトリーチによる積極的な働きかけが必要。そのための人的な整備を検討する必要。
- 住宅の提供と同時に、専門的な支援を質・量ともに投入していく仕組みづくりを検討する必要。
- 一時生活支援に関わる人材育成を行うべき。特に借り上げ方式のシェルターの場合の自立相談員ではなく専門の相談員の確保が必要。
- 借り上げ方式のシェルターが増えてきているが、空き福祉施設を活用することも検討するべき。
- 単に一時的な生活の場を提供する機能にとどまらず、サロンのような場につなげることにより、集まった人たちのなかでの相互の関わり、自立相談支援機関以外の支援者による観察によりアセスメントを深めることが可能となる。
- サロンのような場は、一時生活支援事業専用である必要はなく、他事業と相乗りでよい。単身生活に不安がある人に対する施設ほどでない支援や見守りの提供の枠組みにも一致するのではないか。
- フードバンクや食糧支援が大きなポイント。フードバンク事業の役割の見える化や重要な資源の一つであるという位置づけをしていく必要。

## (3-1) 一時生活支援・居住支援のあり方について

論点	主な意見
② 居住支援のあり方 ー 全般	<ul style="list-style-type: none"><li>● 居住を確保した後の様々な生活課題に対する生活支援をどのように考えていくのかが重要。</li><li>● 生活支援もついたサポートのような体制ができれば、住宅を選ぶ際にももう少し幅ができるのではないか。</li><li>● 年齢的なものもあって保証人の確保が難しい。</li></ul>
ー 福祉・住宅行政の連携 方策 ー 孤立解消に向けた支援 や見守りの提供方策	<ul style="list-style-type: none"><li>● 居住支援については、居住者に何かあったときに誰が動くのかという具体的な対応が求められており、身上監護の内容に近い。公的保証制度の仕組みづくりが必要であり、生活困窮以外の分野でも共通の課題なので、分野横断的な枠組みが基盤となるべき。</li><li>● 不動産情報の提供と、保証人の確保、亡くなった後の処理、地域居住を支える連携といったことを行う居住支援が必要。</li><li>● 居住支援は地域の支え合いのみで行うことは困難であり、コーディネーターする人、地域の支え合いをつくる人という意味でプロが必要。</li><li>● 介護施設等の専門施設に入った人も継続して支援する必要がある。</li><li>● 居住支援協議会の福祉分野へのコミットの仕方を検討すべき。</li><li>● 住宅扶助費の代理納付について、家賃のみならず保証料や共益費など様々なものも認めることを検討すべき。</li></ul>

## (3-1) 一時生活支援・居住支援のあり方について

### 論点

### 主な意見

#### ③ 無料低額宿泊所等 - あり方全般

- 保護費が適正に使われているか、納税者の制度の信頼感という観点から、悪質な事業者と良質な事業者を切り分ける法的な規制が必要。
- 良質なサービスを提供されているところについては、積極的にそれを促進する制度的、財源的な手当てができないか。
- 無料低額宿泊所は措置施設と異なり、本人と宿泊所の契約関係で入居しているため、福祉事務所と宿泊所の関係が薄い。一方で、措置施設のように規制が強くなりすぎると、実態に応じた自由なサービス提供ができなくなるという問題もある。
- (再掲)居住を確保した後の様々な生活課題に対する生活支援をどのように考えていくのかが重要。
- (再掲)生活支援もついたサポートのような体制ができれば、住宅を選ぶ際にももう少し幅ができるのではないか。
- 無料低額宿泊所は居宅の位置づけであるが、生活支援付きとなると法的枠組が変わってくるのではないか。第1種社会福祉事業でも第2種社会福祉事業でもない1.5種の位置づけが必要ではないか。
- 貧困ビジネス問題に関連して、生活保護受給者の住まいや支援先を決定する福祉事務所のケースワーカーの数、質を議論する必要がある。
- 無料低額宿泊所の地域偏在があるのではないか。

## (3-1) 一時生活支援・居住支援のあり方について

論点	主な意見
<p>③ 無料低額宿泊所等</p> <p>- 無料低額宿泊所の法的規制</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 無料低額宿泊所の法的規制、調査や指導・業務停止といった規制は必要。大阪府条例の施行状況から考慮すると、法令での規制は効果が期待できる。</li><li>● 無料低額宿泊所の規制が先行すると、良質な社会資源が失われることから、規制と推進は同時並行的である必要がある。</li><li>● 悪質な事業者に対する規制と営業の自由との関係の整理が必要。規制を作るとしても、参酌基準として、自治体での具体的対応に委ねざるを得ない部分が残るのではないか。</li><li>● 無届け施設の規制については、有料老人ホームは無届けでも改善命令等が可能となっているが、無料低額宿泊所は定義が難しく、どこまで規制をかける施設とするか検討する必要がある。</li></ul>
<p>- 無料低額宿泊所等の生活支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 生活支援のコストについては、生活保護費の他に地方自治体の単独事業や他制度の活用を検討すべき。</li><li>● 生活支援が必要な人は被保護者のみならず生活困窮者や年金単身者など地域居住している人にも広がっていく可能性がある。生活保護制度における対応も必要だが、それ以外の人々をどう支援するかが課題。</li></ul>
<p>- 無料低額宿泊所のその他の論点</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 専門職の配置が必要。その際、社会福祉協議会や社会福祉法人の専門職を派遣するといった方法も考えられる。</li></ul>

## (3-1) 一時生活支援・居住支援のあり方について

### 論点

### 主な意見

#### ④ 保護施設

- 救護施設は、精神障害の方のほかに、特別養護老人ホームや障害者施設の専門施設に入れなかったり、また3障害に該当せず、制度の狭間に置かれた人々、ホームレスの方、矯正施設出所者の支援、DV被害者の緊急一時保護等の受け皿となってきた。
- 平成19年以降、自立支援と地域生活移行支援の強化を行っている。
- 保護施設の施設類型の改変等も考えられる。
- 精神障害者のための地域の受け皿づくりの議論の中で、保護施設の位置づけがあまり意識されていない。
- 全国の保護施設の実情や課題を調査研究等で明らかにした上で、今日的な保護施設のあり方、今後期待される専門機能についての検討が必要。

## (4-1) 子どもの貧困への対応について

### 論点

### 主な意見

#### ① 子どもの貧困への対応全般

- 子どもに対する学習支援と生活支援、親への養育支援と生活支援は一体的に実施されるべき。
- 高校中退保護受給世帯の子どもが多くなっていることを踏まえ、子どもの貧困対策の中で、キャリア教育など自立につなげていくことが重要。
- 貧困から来るストレスにより学力不振に陥ることから、子どもに対しては、あなたを大事に思っている人が社会にいるんだと知ってもらう支援が有効である。結果だけでなくプロセスを評価できるような支援が必要。
- 生活困窮者自立支援や生活保護だけではなく、既存の子育て支援（保育所、児童館、学童保育施設等）と組み合わせるべき。

## (4-1) 子どもの貧困への対応について

### 論点

### 主な意見

#### ② 子どもの学習支援事業

##### 一 事業の取組強化の必要性、その取組強化の方向性

- 子どもの年齢や、対象とする子どもの範囲により課題が異なるため、学習会を実施する際は、ターゲットを絞って行うのが効果的。
- 子どもの学習支援については、文部科学省、厚生労働省、内閣府それぞれの取組が効果的に活用できるような仕組みにするべき。
- (再掲)子どもに対する学習支援と生活支援、親への養育支援と生活支援は一体的に実施されるべき。
- 学力の向上に重きをおくのではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援を担うものとして整理すべき。
- 子どもの貧困は世帯貧困の問題。子どものための世帯支援の実施が重要。さらに、そのためにも「集合型」の対応のみならず、「訪問型」の活用が有効。
- 学習支援の機能として、①十分な学力を養う学習支援、②ソーシャルスキルの獲得、③家庭の孤立防止、④各種支援や奨学金などの情報提供、⑤キャリア教育の5つが考えられる。
- 学習会に来るのは、学力が低くかつ家庭の収入が低い子が多い。一人一人に合わせた寄添い型の指導で、まず信頼関係を構築し、自己肯定感の向上、学習意欲の向上に結びつける必要がある。

## (4-1) 子どもの貧困への対応について

### 論点

### 主な意見

- ② 子どもの学習支援事業  
一 事業の取組強化の必要性、その取組強化の方向性

- 在学中から福祉現場の仕事・業務内容を理解・把握できるような取組を広げていきたい。
- 社会的、経済的自立のため、基礎学力と併せて早くからキャリア教育を行うべき。
- (再掲)生活困窮者自立支援や生活保護だけではなく、既存の子育て支援(保育所、児童館、学童保育施設等)と組み合わせるべき。
- 中学生からでは学習が追いつかないため、保育所の活用等により、小学校低学年・就学前からしっかりと支援を行うべき。
- 中学進学時に、福祉と学校教育がタッグを組み、家計、生活支援を含めたアセスメントを行う体制を考えるべき。
- 学習支援の委託先が社協や公的セクターでない場合、保護者の生活支援につながりにくいという課題があるため、その解決が必要。
- 個別世帯の状況に応じた総合的な資金計画の相談窓口が必要。生活保護世帯も含め、子どもの貧困の観点から家計相談支援事業の専門的支援が全国で必須化されるべき。
- 高校中退に対する支援については、県立高校を所管する都道府県と子どもの学習支援を行う市との役割分担を検討する必要がある。
- 生活保護世帯を含め、高校まで継続した学習支援の財源措置が必要。

## (4-1) 子どもの貧困への対応について

### 論点

### 主な意見

#### ③ 生活保護世帯の大学等への進学支援 (次ページに続く)

- 進学希望の子どもにとっては、親世帯の扶助費が減ることがブレーキ。特に住宅扶助が減ることの負担が大きい。
- 我が国の18歳で一律に進学する仕組みが特異。働いた後で大学で学ぶなど、成人を対象にした高等教育が一般的になることが望ましく、個人の高等教育進学時の生活扶助は、保護の問題とは別の軸で検討する必要がある。
- 世帯内就学については生活保護を受けていない世帯との公平性が保たれないという観点はある。実例を集積するなどして他制度の活用も含めて多面的な検討が必要。
- 大学進学については、夜間部だけではなく昼間部も、世帯分離しない取扱いが考えられないか。
- 保護受給世帯以外にも、家計が厳しい中でアルバイトなどと両立しながら学生生活を営んでいる学生も少なくない。
- 3割程度の子供が進学していないことに鑑みて、最低生活保障との兼ね合いをどう整理するのか。授業料や生活費については、基本的には給付型奨学金の拡大や授業料の減免の拡大に向けた取組で考えることになるのではないか。
- 大学等の高等教育のコストは文部科学省の施策や他制度で賄う必要がある。
- 進学のための教育資金貸付が多額にのぼっており、将来返還可能なか危惧しながら貸付をしている。
- 文部科学省の調べでも、経済的理由での中途退学者が2.3%、高知市では授業料の滞納があった者が、中途退学者全体の56.5%と過半数を占めており、経済的な理由で授業料が払えない方が多い。

## (4-1) 子どもの貧困への対応について

論点	主な意見
③ 生活保護世帯の大学等への進学支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 生活費本体というより住宅扶助など側面支援的なバックアップができないか。</li><li>● 当面は、住宅扶助の暫定的な維持や、アルバイト収入の収入認定除外について、授業料などにも拡大すること、生業扶助の就職支度金に準じた大学入学支度金のようなものがあるのもいいのではないか。</li></ul>
④ その他	<ul style="list-style-type: none"><li>● 高等学校等就学費は生業扶助であるが、教育扶助として捉えるか、生業扶助として捉えるかで、最低生活保障の中身や、自立助長の中身、給付内容が異なってくる。</li><li>● 私立学校就学費用、学習塾費用、大学の入学金、受験料などを給付することは難しい問題をはらんでいる。</li><li>● 林間学校にバッグがないから行けないなど、生活保護受給者が社会経験を利用できなくなっている。</li><li>● 介護福祉士養成など福祉分野でも奨学金制度が構築できないか。</li><li>● スクールソーシャルワーカーの地域との連携が必要。</li><li>● 給付型奨学金の規模拡大、手続簡素化が必要。</li></ul>

## (4-2) 高齢者に対する支援のあり方について

### 論点

### 主な意見

#### ① 高齢者に対する支援のあり方 ー 全般

- 高齢者については自己肯定感や自尊心が低下することから、高齢者に対しては、あなたを必要としている人がこの町・地域にはいるんだとわかってもらう支援が有効。プロセスを評価できるような支援が必要。
- 足元急増する低年金・無年金者、そして住まいの問題をどうしていくか、生活保護の問題とあわせて検討する必要がある。
- 制度の根幹にソーシャルワークを位置付けてほしい。
- 高齢者に対する包括的な支援の拠点としては、すでに整備されている地域包括支援センターがある。高齢者に対する就労支援や家計相談支援に困窮者支援が協力していくにせよ、基本的な軸足をどこに置くかは十分に留意しながら検討する必要がある。
- 生活保護制度の中での高齢者の位置付けを検討する必要がある。
- 高齢者のケースワークについては、入退院、介護の手続等が煩雑となっており、非常勤の支援員との役割分担や財政負担を総合的に検討することが重要。
- 高齢者になってからの生活保護受給をどう防ぐか、という考え方ではなく、もっと手前から生活保護を使うことにより、生活保護費全体が抑えられるという考え方もあるのではないか。

## (4-2) 高齢者に対する支援のあり方について

### 論点

### 主な意見

#### ① 高齢者に対する支援のあり方 ー 就労支援

- 高齢期の就労の場の開拓、現行制度における労働能力の活用の開拓を積極的に進めるべき。
- 高齢者の自発的な就労ニーズに積極的に対応していくという方向性には賛成。
- 高齢者の受け皿としての就労について、参加型というような概念で就労訓練事業を少し拡大するような受け皿(社会的就労)を作っておく必要。
- 高齢者の分野において、楽しみながら仲間づくりができて、自分の尊厳を保ちながら、1か月に1万円、2万円といった働き方の開発がなされるべき。また、そういう就労のコミュニティービジネスも考えていく必要。
- 人間関係が希薄になり、認知機能が低下していく中で、65歳を過ぎた、あるいは60代に入ってから仕事やボランティアを進めることが本人のためによいのではないか。そうした制度設計が必要。
- (再掲)現状においても、柔軟な就労形態はあるので、就労というものを意図せず緩めてしまわないような形で検討すべき。
- 高齢の生活保護受給者にとっての就労の位置づけが不明確。高齢者とそれ以外の現役世代に対するケースワークを区別して運用しているところもある。運用の違いにより就労率が低いということはないか。

## (4-2) 高齢者に対する支援のあり方について

論点	主な意見
① 高齢者に対する支援のあり方 ー 居住支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 国交省の住宅セーフティーネット法と、生活困窮者自立支援制度の乗り合いをどのように進めるかを検討する必要。居住においては、安い物件への転居支援のみならず、保証人の確保支援、生活支援など、「住宅の安全確保」と「生活の安全確保」をセットで考える必要。</li><li>● 生活を圧迫する住居費について、住み替え支援の体制をしっかりと考えていく必要。</li></ul>
ー 家計管理・金銭管理	<ul style="list-style-type: none"><li>● 高齢期の前の金銭管理、家計管理の支援により生活保護になる前の、事前の準備ができるのではないか。</li><li>● 高齢の身寄りのない困窮者が増え、成年後見の必要な方が増えているのではないか。うまく成年後見制度が使いこなされているのか。</li><li>● 生活保護の高齢者で、認知症や精神障害の方の金銭管理を日常生活自立支援事業で行っており、位置づけを整理する必要がある。</li><li>● 成年後見までとはいかないが、金銭管理というレベルの対応を権利の問題も含めて制度的にどのように保障していくか。</li></ul>

## (4-3) 家計相談支援・生活福祉資金のあり方について

### 論点

### 主な意見

#### ① 家計相談支援のあり方全般

- 家計相談支援は、お金の困りごとを入り口に、生活再建をともに考えて、相談者をエンパワーメントしていく事業であり、その本来の在り方をしっかり周知していくことが必要。
- 自立相談支援事業において様々なアセスメントがされるが、家計全体が見えないと適切な支援に直結しないこともあり、また、生活保護の指導とは異なり、本人の理解・助言が大変重要であることから、専門性の高い家計相談支援事業は大変重要。
- 家計相談支援は、自立相談支援とはアプローチや専門性が異なる相談支援であり、独立した事業として実施していく必要。年金担保貸付事業の廃止や銀行カードローン等による多重債務問題も深刻化する中で、世帯の将来を見据えた支援を行うことができる事業であり、よききめ細かな支援が行きわたる。
- 多重債務で家計相談を行っていても、生活保護になれば継続して家計相談を行うことができない。生活保護のギャンブルやアルコール依存が原因で日常生活自立支援事業は受けられない場合、生活困窮の方で丁寧にやってきた実績もあるので、生活保護のケースワークの中で生かしていけないか。

#### ② 家計相談支援事業 (次ページに続く)

- 7割の自治体が事業化できていない、必須化できておらず、また家計相談支援については、自立相談支援の中でかなり対応できているため、小規模自治体としてはそのような状況の中で、家計相談支援事業の必須化はなかなか難しい。
- 家計相談支援については、自立相談支援事業の中で行っており、大都市としても、現状やりくりができており、現状の中で、その専門性を高めて、総合的に判断できた方がよい。

## (4-3) 家計相談支援・生活福祉資金のあり方について

### 論点

### 主な意見

#### ② 家計相談支援事業

- 自立相談支援として一通り話を聞いていく中で家計の問題は出てくるが、自立相談支援から家計相談支援に移行すると、相談者からすると、同じ話を2回してもらうことになる。必須化には異論はないが、ある程度一本化できるのではないか。
- (再掲)個別世帯の状況に応じた総合的な資金計画の相談窓口が必要。生活保護世帯も含め、子どもの貧困の観点から家計相談支援事業の専門的支援が全国で必須化されるべき。
- 家計相談支援事業と自立相談支援事業、どちらか一つしかできないのであれば、家計相談支援事業を選択。それほど重要な事業。
- 家計相談支援事業の必須化には賛成。自立相談支援の中に家計専門員を置くという考え方もあるが、別事業として立てるべき。
- 家計相談支援事業について、高齢者の支援、子どもの学習支援、一時生活支援が基本的に家計を切り口にして生活再建をどうしていくかというものであり、専門的な支援が必要であり、必須化するべき。
- 家計の自主的管理だけでなく、依存症など一定の金銭管理が必要な人がいる。家計相談支援事業の必須化の際に金銭管理にかかる事業も考えるべき。

## (4-3) 家計相談支援・生活福祉資金のあり方について

### 論点

### 主な意見

- ③ 生活福祉資金貸付制度  
ー 生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度のあり方

- 生活福祉資金貸付については、自立相談支援員がほとんど利用していない状況にあり、書類面等で期間がかかって結局は間に合わない場合も多いので、生活困窮者自立支援制度との連携をもう一度考える必要。
- 生活福祉資金貸付は第一種社会福祉事業であり、貸付を通じた相談支援に意義がある。その相談支援としての本来の役割を果たすためには、社会福祉協議会の相談支援体制の強化が必要。
- 自立相談支援事業による支援を要件としていない教育支援資金の利用世帯にも相談支援を必要とする世帯は少なくない。子供のための世帯支援という観点から事業を有機的に活用していくことが必要。
- 家計相談支援と生活福祉資金の貸付はいかに一体的に行うかが重要。
- 生活福祉資金貸付制度は、多重債務の問題に対応する家計相談支援の際に活用する非常に有効な制度。

## (4-3) 家計相談支援・生活福祉資金のあり方について

### 論点

### 主な意見

- ③ 生活福祉資金貸付制度  
ー 生活福祉資金貸付制度で対応できないような当座の資金ニーズへの対応

- 全国で7割近い自治体が貸付ではなく給付型の独自の施策で困窮者の急場をしのいでいる。貸付ではなく給付型とすることで一旦リセットして、もう一回生活再建させていくという方法が有効であるということであれば、そうした方法が制度を考える上でのポイントになるのではないか。
- 制度の狭間の緊急支援的ニーズが高くなっており、社会福祉法人による地域貢献の取組を広げるとともに、緊急貸付等の制度化の検討も望まれる。
- 県社協が窓口になっている緊急小口貸付は、決定までに1～2週間かかっているが、例えば、市社協や地区社協で、直接決定できる仕組みとすれば改善できるのでないか。
- 緊急小口貸付については、社協窓口だけでなく、自立相談支援機関の家計相談でも貸付の申請ができるよう窓口を広げることが必要。
- 自治体や社協独自の貸付・給付事業の方が活用されている実態がある。現場は、つまり、生活福祉貸付資金と独自のものを両立して活用している。ならば、この独自事業について、どうバックアップしていくのか検討すべき。
- 社会福祉法人による緊急貸付の活用は、伴走型の相談支援とともに貸付を行っていることが重要。

## (4-3) 家計相談支援・生活福祉資金のあり方について

論点	主な意見
<p>③ 生活福祉資金貸付制度</p> <p>ー 年金担保貸付事業の廃止を踏まえた高齢者の家計への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 年金担保貸付の者について、家計相談支援が相当しっかり関わらないと、生活福祉資金貸付という枠組みではなかなか難しいのではないかと。</li><li>● 家計相談支援により、借金に至った背景や原因を丁寧に聞き取って、この課題に対応するプランを立てること、また、適切な債務整理に誘導して再度の借金をしなくてもいいように数年先まで見通しを立てることが重要。</li><li>● 高齢者がほかで借金を重ねてしまって多重債務に陥ってしまわないように、家計相談支援でしっかりと高齢者を支えるべき。</li><li>● 年金担保貸付についても、徐々に縮小してきているが、どうしても生活保護につながってしまう状況もあるので、代替措置や支援体制を含めて、体制を整えながら縮小していくことが重要。</li><li>● 年金担保貸付廃止に伴う受け皿が必要。</li><li>● 年金担保貸付の廃止の方向が示されているが、生活福祉資金貸付制度が受け皿として考えられるのではないかと。その際、制度の仕組みと支える体制の整備が必要。</li><li>● 年金担保貸付制度の廃止により、その貸付を受けていた者がどの程度生活福祉資金貸付にくるのかということを見極めておくことが必要。</li></ul>

# (5-1) 都道府県・町村・社会福祉法人の役割等について

## 論点

## 主な意見

### ① 都道府県の役割

- 都道府県による①広報・啓発を通じた制度の周知による福祉意識の醸成が重要、②地域福祉計画の中に生活困窮者自立支援制度を位置づけることが必要、③財政的な支援が必要、④研修・人材育成は必要であり、役割として重要、⑤事務監査等をきちっとしていただくことが必要。
- 現役世代は市町村域にこだわらずに移動するため、エリアを越えた、広域的な役割・ネットワークが重要。都道府県と市が一体的に取り組む中で、都道府県が困難事例に直接関わったり、社会資源につなげたりするといった具体的な役割が検討されるべき。
- 就労準備支援については、都道府県が役割を果たすべき。NPOをはじめとした資源の開発とともに、都道府県労働局との関係をしっかり築くべき。
- 都道府県の役割(支援者連携等)は重要であり、国はしっかり都道府県をサポートすべき。
- 支援者同士の連携・状況共有が重要。
- 保護も困窮も支援にかかわる人材が重要であり、都道府県が人材育成に積極的に取り組めるように、国が指針を示すことが必要。
- 都道府県による広域支援については、広域支援の位置づけの明確化や何らかの誘導策が必要。

## (5-1) 都道府県・町村・社会福祉法人の役割等について

### 論点

### 主な意見

#### ② 町村部における支援のあり方

- 意欲がある町村は自立相談支援機関を設置できるようにすべき。
- 町村が生活困窮者自立支援の主体となることについて、一律ではなく自発的に任意で選択できることが望ましい。その際、都道府県職員の派遣による窓口対応、都道府県の委託による町村窓口の設置等も必要。
- 町村が実施主体となるかどうかは、それぞれの町村の状況によるが、環境整備、財政支援が必要。
- 町村が実施主体となることについては賛成。
- 福祉事務所未設置自治体の1割強が窓口の必要性を感じていることに注目したい。福祉事務所未設置の町村であっても、任意で実施主体となることを認めるべき。
- 福祉事務所を設置していない町村において、都道府県が管轄する枠組みを改めるべき。意欲ある町村が事業展開できないことは、今年度の社会福祉法の改正との関係でも平仄が合わない。町村に実施義務を課すということではなく、町村が手を挙げやすいよう、補助金交付要件や人員基準などのハードルを低くすることが必要。
- 町村が自立相談に何らかに関与しなければ社会的な孤立等の解決は難しい。そのためには、町村に対する都道府県によるフォローが必要。

## (5-1) 都道府県・町村・社会福祉法人の役割等について

### 論点

### 主な意見

#### ③ 社会福祉法人の役割

- 社会福祉法人は、今後も「地域における公益的な取組」等を活用し、社会福祉協議会を軸にして、生活困窮者支援に取り組んでいきたいが、各種福祉制度にまたがるヒト、カネの使い方については、運用を改善してもらいたい。
- 社会福祉法人の地域貢献として、生活困窮者等を対象とした事業を実施する際、本来、生活保護等の公的制度の対象となるべき者の支援を求められることがある。整理が必要ではないか。
- 社会福祉法人については、専門性は高いがどうしても制度ありきとなってしまう一方、NPOは柔軟性がある。社会福祉法人をベースとしながらも、NPO等を巻き込んでいくべき。
- 福祉施設の地域偏在により、地域によってはニーズに応えきれない場合があるため、その対応の検討が必要。

## (5-2) 生活保護受給者の健康管理・医療扶助の適正化について

論点	主な意見
① 健康管理 - 全般	<ul style="list-style-type: none"><li>● 健康管理や医療についての自立支援のプログラムは組織的、継続的、計画的に全国的に進めていくべき。</li><li>● 健康管理事業により本人や家族へ介入するにあたって、かかりつけ医との連携が必要。またその手順の標準化を行う際には、現場の実情がわかる実務者の意見を聞きながらマニュアルを作ることが必要。</li><li>● データに基づいた議論ができるよう国において十分にデータの収集・分析に取り組むことが必要。</li><li>● 子どもの健康を守るために、保護者へのかかわりも含めて今後取り組むべき。</li><li>● 子どもの健康管理については、ネグレクト状態にあるなど、健診を促しても受診させない親もおり、医師会等と連携して対応する必要がある。</li><li>● 親が子どもの健康管理をできない場合、学校が持っている情報をつなげていくことが非常に重要。ケースワーカーさんと共有して、子どもの健康を担保していくような形になるとよい。</li></ul>
- 健診データ	<ul style="list-style-type: none"><li>● 生活保護受給者の疾病予防については、健診義務化の検討が必要ではないか。</li><li>● 生活保護受給者の健診等データの集約・分析が必要。</li></ul>
- 実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>● 健康管理に当たっては保健師等が配置できる体制が必要。</li><li>● 専任の健康管理支援員の福祉事務所への人員配置や外部委託の検討が必要。</li><li>● 福祉職種との連携、保健師との連携、地域の医師会との連携も重要。</li></ul>

## (5-2) 生活保護受給者の健康管理・医療扶助の適正化について

論点	主な意見
② 医療扶助の適正化 - 全般	<ul style="list-style-type: none"><li>● 精神疾患については、医療機関から退院して地域で暮らしていける環境作りが必要。精神科の長期入院や手帳を持っていない方については自立支援医療の方で対応できないこともあり、生活保護からのアプローチも有効。長期入院している人でも地域で暮らしていけるよう、居住支援や生活支援付きの居住が重要。結果的に医療の適正化にも資する。ネットワーク化と社会的居場所という社会資源の配置を検討する必要。</li><li>● 生活保護受給者はメンタル面での問題を抱えていることにより、適正な受診ができなくなっていることが多い。生活保護の受診率が必ずしも高いわけではなく、子どもについては適切な受診の促進が必要。頻回受診は社会的に居場所がない人の問題でもある。</li><li>● 医療は最適の医療を提供すべきであり、最低限度の医療というものはない。</li><li>● 限りある社会保障財源の中で生活保護制度を持続可能な制度としていくためにも、後発医薬品の義務化、丁寧な健康管理支援が必要。</li></ul>
- 後発医薬品	<ul style="list-style-type: none"><li>● 後発医薬品については使用促進が必要であるが、医学的判断が前提となる必要がある。副作用等の情報提供が十分でない会社もある。</li><li>● 後発医薬品の品質については相当均一化がされており、そういった点でも医師の理解促進が必要。</li><li>● 高齢者の場合は薬の形状が変わったりすると、体調が悪くなったりすることもある。受診を減らすことが重症化につながったり医療扶助費の増加にならないよう長期スパンでみていく必要がある。</li><li>● 後発医薬品の使用促進は必要であるが、本人の意思との関係でどこまで推進するか。医療アクセスの平等は重要。</li></ul>

## (5-2) 生活保護受給者の健康管理・医療扶助の適正化について

論点	主な意見
② 医療扶助の適正化 - 重複処方等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 重複処方等については、薬局を一か所にするモデル事業は患者に必要以上に負担とならないようにする必要がある。</li></ul>
- 窓口負担	<ul style="list-style-type: none"><li>● 大阪府としては償還払いによる窓口負担の導入を要望してきており、福祉事務所の事務負担や生活保護受給者の負担に配慮しつつ検討する必要がある。</li><li>● 政令指定市長会としては一部負担金の導入を提言しており、頻回受診、重複受診、後発医薬品の使用率の向上にも効果が期待できる。最低生活保障と医療費適正化の双方の観点から丁寧な議論が必要。</li><li>● 生活保護は保険方式ではなく税方式であり、保険料を支払う所得があることを前提としている医療保険の自己負担の議論はなじまないのではないか。窓口負担には反対である。</li></ul>

# その他の意見について

## 論点

## 主な意見

### ① ケースワークについて

- ケースワーク業務については指針となる手引きを作ることや、担当職員研修の標準的な内容を示し、生活保護の運用実施だけではなく相談支援の知識や技術を習得できるようにすることが必要。要保護者と生活困窮者は重なるものであり、両制度の担当課が協力して基本事項を学ぶことも検討すべき。
- ケースワークを担う非正規職員が増えているが、信頼関係を築くには頻繁な異動では困難であり、ソーシャルワーカーを正規職員として配置する必要があるのではないか。
- (再掲) 貧困ビジネス問題に関連して、生活保護受給者の住まいや支援先を決定する福祉事務所のケースワーカーの数、質を議論する必要がある。
- 今のケースワーカーは昔と事務量が異なり、事務の軽減が必要。非常勤や特別職で就労支援員や就学支援員を採用して、ケースワーカー以外の仕事を担っており、ケースワーカーが本来の業務を担うためには非常勤特別職も増やす必要がある。
- 法定受託事務である給付事務と自治事務であるケースワークを分離した仕組みを検討すべき。

### ② 不正受給 - 高校生のアルバイト収入の未申告

- 扶養義務に関する調査をやるとの報道があったが、生活保護世帯の子どもにとってプレッシャーになる。貧困の連鎖から抜けるための支援をしていく必要がある。
- 高校生のアルバイトに関して不正受給の扱いとするのは、本人が収入申告義務をよく理解していない場合もあり、厳しすぎるのではないか。相談支援で運用の改善を図るべきではないか。本人に悪気がなかったり、親が生活保護受給を隠していたような場合、本人もショックを受ける。将来にも良くない。